

## 富山県ひとり親家庭等自立促進計画（第5次）の策定について

## 1 計画策定の趣旨

令和3年1月に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）」に引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本となる計画を策定するもの

## 2 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく県の「自立促進計画」

## 3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

## 4 計画策定の進め方

時期（予定）		内容	国（基本方針）
R5年	8月	ひとり親家庭等実態調査の実施	
R6年	10月	関係課照会（実施事業）	ひとり親家庭支援 WG①
	11月	第1回ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会 ・第5次計画の策定について ・取組みの実施状況 ・ひとり親家庭を取り巻く現状と課題 ・第5次計画の方向性について 関係者（母子父子自立支援員等）からの意見聴取	
R7年	1月	第2回ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会 ・素案について	ひとり親家庭支援 WG② パブリックコメント
	2月	パブリックコメントの実施	告示
	3月	関係課照会（R⑦予定）	
		第3回ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会 ・計画案について	
		計画策定・公表	

・「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の検討状況を踏まえ、随時計画案に反映

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）【抜粋】

（基本方針）

第十一条 内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

（以下、略）

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項（以下略）

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

（以下、略）